

静岡市生活支援体制整備業務委託事業者募集要領

1 趣旨

葵区、駿河区、清水区（以下「区ごと」という。）に区域生活支援コーディネーター（以下「区域コーディネーター」という。）と日常生活圏域ごとに日常生活圏域生活支援コーディネーター（以下「日常生活圏域コーディネーター」という。）を配置し、生活支援・介護予防サービスの担い手の養成、多様な主体間の定期的な情報共有の場となる区域協議体、日常生活圏域協議体の運営及び、地域の支援ニーズと生活支援・介護予防サービスのマッチング等の業務を行うことにより、日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進することを目的とします。生活支援体制整備業務を実施する事業者を公正かつ公平に選定するため、プロポーザル（企画提案）方式により募集します。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度 保地委第6号 静岡市生活支援体制整備業務

(2) 内容

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第5号及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の4第2項第3号イに規定する業務等とします。

業務内容は別紙2「静岡市生活支援体制整備業務委託仕様書」中5及び6を確認してください。

(3) 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 概算事業費

98,950,000円

(5) 支払方法

指定口座への振込（委託業務完了報告書及び請求書を受理後してから30日以内）

3 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

申請日から見積執行（徴収）日までの間、次に掲げる条件を満たす者であること。

- (1) 地域における助け合いや生活支援・介護予防サービスの知見を有する者であって、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を適切に担うことができること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関

係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) 及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。

(5) 静岡市入札参加停止等措置要綱(平成24年4月1日施行)による入札参加停止措置の期間中でないこと。

(6) 直近の1年間において、市税(静岡市に納税義務があるもの。)、法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないこと。

4 審査スケジュール

内容	期間	注意事項
質問受付期間	令和7年3月13日(木) 正午まで	質問票【様式4】に記載の上、電子メールで提出してください。電話・ファックス等での質疑応答は行いませんので御注意ください。
質問回答	令和7年3月17日(月)中	静岡市ホームページに掲載。個別に回答しません。
プロポーザル参加申請書及び企画提案書(添付書類一式を含む。)提出期限	令和7年3月19日(水) 17時まで 土日を除く8時30分から17時	持参してください。 提出場所: 静岡市地域包括ケア・誰もが活躍推進本部 (静岡市役所静岡庁舎14階)
選考	令和7年3月24日(月)	「8 選考について」に記載のとおり。
選定結果の通知	令和7年3月25日(火)以降	応募者すべてに通知します。

※選定結果等について問合せには応じられませんので御了承ください。

5 提出書類等

- (1) プロポーザル参加申請書【様式1】(1部)
- (2) 会社概要書【様式2】(1部)
※事業概要のわかる資料(会社パンフレット等)を添付してください。
- (3) 暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式3】(1部)
- (4) 企画提案書【任意様式】(紙媒体6部(正本1部及び副本5部))
- (5) 商業登記簿謄本(1部) ※コピー可
- (6) 法人の財務状況に関する書類(貸借対照表、損益計算書(直近1年分))(1部)
- (7) 納税証明書(申請日前3ヶ月以内に証明されたもの)(1部ずつ) ※コピー可
 - ア 国税: 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書
 - イ 市税: 静岡市に納税義務のある場合は、法人市民税納税証明書と固定資産税納税証明書

6 企画提案書について

企画提案書を作成するにあたり、次の事項に留意して作成してください。

- (1) 書式等
 - ア 用紙サイズはA4版を基本とし、縦横どちらでも構いません。

- イ 企画提案書は紙媒体 6 部（正本 1 部及び副本 5 部）を提出してください。
- ウ 文字サイズは 10.5 ポイント以上としてください。
- エ 企画提案書の内容から、企業・団体名が判明・特定できないよう、必要な処置を講じてください。
- オ 企画提案書のページ制限はありませんが、基本的な考え方を簡潔にまとめてください。
- カ 散逸しないような形で綴ってください。

（2）記載項目

別紙 1 「静岡市生活支援体制整備業務委託事業者審査基準」の「審査項目」に沿って提案書に記載してください。

（3）注意事項等

- ア 専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載してください。
- イ 作成に当たっては、図やイラスト、サンプル画像を掲載する等、可能な限り審査員がイメージしやすいよう工夫してください。
- ウ 本企画提案は、あくまでも委託業者選定の審査材料となるものであり、実際の業務遂行に当たっては、発注者と協議して決定することとなるので留意してください。
- エ 提出書類作成に係る費用は、応募者の負担とします。
- オ 企画提案書等の書類は、返却しません。
- カ 企画提案書等の書類は、当業務の事業者の選定に用いるほか、当該業務を実施するための資料としてのみ取り扱います。
- キ 提出された関係書類は、選定手続きに必要な範囲において複製することがあります。
- ク 提出期限以降における関係書類の差替えや再提出は認めません。
- ケ 提出書類は契約予定者選定の目的以外に使用しません。ただし、静岡市情報公開条例（平成 15 年 4 月 1 日条例第 4 号）第 7 条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示します。

7 書類の提出方法、提出先及び提出期限

プロポーザル参加申請書、企画提案書及びその他書類は次のとおり提出してください。

- （1）提出方法 直接持参してください。郵送、時間外及び期間外の提出は受け付けません。
書類の確認を行うため、提出に際しては事前に電話で予約の上、担当あて持参してください。
- （2）提出先 静岡市保健福祉長寿局
地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
地域支え合い推進係
- （3）提出期限 令和 7 年 3 月 19 日（水）17 時まで
- （4）提出部数
 - ア 企画提案書 紙媒体 6 部
 - イ プロポーザル参加
申請書及びその他書類 紙媒体 1 部

8 選考について

「静岡市生活支援体制整備業務公募型プロポーザル選定審査会」を設置し、評価基準に沿って、応募書類審査及びヒアリング審査を行い、受託法人の選定を行います。

(1) ヒアリング審査の実施方法

ア 出席者は1応募法人あたり3人以内とし、コンサルタント等、応募法人の職員でない者の参加は認めません。

イ 応募書類の内容に沿って、プレゼンテーションを行い、質疑応答を行います。基本的に応募書類以外の説明資料を追加する必要はありません。

ウ ヒアリング審査の具体的な日時・場所については、別途通知いたします。

(2) 選定基準

受託候補法人の選定については、応募の要件を満たし、かつ、評価基準による合計点数が満点の5割以上の評価を得た応募者を候補者とします。複数の応募者がいる場合は評価基準による順位付けを行い、最も高い評価を得た応募者を候補者とします。

(3) 評価基準

別紙1「静岡市生活支援体制整備業務委託事業者 審査基準」のとおり。

9 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とします。

- (1) 提出すべき書類に不足があった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (4) その他その書面に示された条件に適合しない場合

10 契約方法

- (1) プロポーザル審査会において委託候補者の選定後、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意した後に、応募者より見積書を徴し、予算の範囲内で単独随意契約（地方自治法施行令第167条の2第2号）により契約を締結するものとします。
- (2) なお、前項の交渉が不成立の場合には、市は順次、次点以下の応募者と交渉を行い、予算の範囲内で随意契約により契約締結するものとする。

11 その他

- (1) 企画提案書等を提出した後に辞退する際は、辞退届【様式5】を提出してください。
- (2) 再委託は原則禁止とします。
- (3) 当該委託にかかる令和7年度予算の議案議決が得られない場合は、契約手続きを中止します。

12 問い合わせ

静岡市保健福祉長寿局地域包括ケア・誰もが活躍推進本部 地域支え合い推進係
〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所静岡庁舎14階
電話 054-221-1203 FAX 054-221-1577
E-mail chiikikea@city.shizuoka.lg.jp

静岡市生活支援体制整備業務委託 仕様書

1 事業目的

葵区、駿河区、清水区（以下、「区ごと」という。）に区域生活支援コーディネーター（以下「区域コーディネーター」という。）と日常生活圏域ごとに日常生活圏域生活支援コーディネーター（以下「日常生活圏域コーディネーター」という。）を配置し、生活支援・介護予防サービスの担い手の養成、多様な主体間の定期的な情報共有の場となる区域協議体、日常生活圏域協議体の運営及び、地域の支援ニーズと生活支援・介護予防サービスのマッチング等の業務を行うことにより、日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進することを目的とする。

2 委託事業名

令和7年度 保地委第6号 静岡市生活支援体制整備業務

3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

4 根拠法令等

事業実施にあたり、本仕様のほか介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第5号、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の4第2項第3号イを根拠とする。

5 区域コーディネーターの事業内容

（1）区ごとの生活支援・介護予防サービスのコーディネート等に関する以下の業務

- ① 高齢者の支援ニーズ、関心事や地域住民を含む多様な主体の活動の状況の情報収集及び可視化
 - ・各圏域で把握された高齢者の支援ニーズ・関心事と地域資源の状況を区ごとに可視化、分析し、課題を提示する。
- ② 地域住民や多様な主体による生活支援・介護予防サービスの企画・立案、実施方法の検討に係る支援
 - ・地域の支え合い活動を実施している又は支援者たり得る多様な主体への働きかけや

ネットワークの構築等の調整を行う。

③ 地域住民・多様な主体の役割の整理、実施目的の共有のための支援

・区域協議体の開催等を通じて、地域づくりにおける課題や地域住民や多様な主体等の役割の整理、実施目的の共有を行う。

④ 生活支援・介護予防サービスの担い手養成、組織化、具体的な活動とのマッチング

ア 地域支え合い人材養成講座の開催（新規担い手の発掘）

（ア）実施内容

区域ごとに新たなサービスの担い手や地域づくり推進のためのリーダーとしての参画を促すことを目的とした「地域支え合い人材養成講座」の企画、広報、募集、実施を行う。講座の開催回数、主な内容等は次表のとおりとする。

開催回数	各区1講座（180分間×3回程度） 1日に2回分（180分間×2回）を実施することを可とする。
開催会場	市内の会場とする。 受託者が所有する施設のほか、他の施設を借り上げることも可とする。
1講座あたりの募集人数	最低、各区10人以上とする。
実施内容	受講者を既存団体への参加や新規立上げへ結びつけることを踏まえた講義内容を設定すること。なお、講義内容は、以下の項目を中心に、委託者と受託者が協議により決定する。 ①高齢者の現状や課題を把握するための講義 ②地域づくり推進のためのリーダーとして活動する上で必要な心構え等に関する講義 ③地域支え合い活動についての講義 ④県内・外にある住民主体の通いの場等の実践者からの報告 ⑤県内・外で行われている先進事例の紹介・視察等 ⑥生活支援コーディネーターについての講義 ⑦地域活動に関する保険・助成等の諸制度について ⑧参加者同士の情報共有及び意見交換等

(イ) 講座実施上の留意点

- a 講座の実施に当たり、あらかじめ事業計画書を委託者に提出すること。
- b 講座開催後は、その都度、使用した資料や講座風景の写真とともに講義内容を報告すること。
- c 講座終了後は、受講者に対し、既存地域資源へのマッチングや新規サービスの立ち上げに向けた支援に務めること。

イ 生活支援・介護予防サービスの担い手への研修・支援の実施（既存担い手の資質向上）

生活支援・介護予防サービスの充実に向けた地域づくりを推進するため、地域において高齢者向けに活動している生活支援・介護予防サービスの担い手への研修・支援を実施する。

（注）「生活支援・介護予防の充実に向けた地域づくり」とは、下記の状況をいう。

- ・高齢者が利用可能な多様な生活支援・介護予防サービスが地域で提供される。
- ・高齢者が事業の担い手になることにより、介護予防につながる。

⑤ 本市と日常生活圏域コーディネーターの間の連絡調整業務

本市からの伝達事項や照会事項について、日常生活圏域コーディネーターへの共有や回答の取りまとめを行う。

(2) 静岡市生活支援体制整備事業区域協議体（以下、「区地域支え合いネットワーク会議」という。）の運営に関する以下の業務

① 静岡市が委嘱した委員により構成される「区地域支え合いネットワーク会議」を区ごとに年3回程度開催し、運営を行う。目的及び役割は以下のとおり。

ア 目的

- (ア) 多様な主体間の情報共有・連携強化
- (イ) 生活支援・介護予防サービスなどの資源開発
- (ウ) 生きがいづくり等、地域で元気な高齢者が活躍する場の確保

イ 役割

- (ア) 日常生活圏域・区域コーディネーターの組織的な補完
- (イ) 区内の地域ニーズ、既存の地域資源の把握、情報の可視化の推進
- (ウ) (イ) を踏まえたうえで、区の特性に合わせた企画、立案、方針策定
- (エ) 地域づくりにおける意識の統一
- (オ) 情報交換の場、働きかけの場

(カ)「圏域支え合いの地域づくり会議」での検討結果の共有と、区内で検討すべき課題の検討

② 区地域支え合いネットワーク会議の終了ごとに、協議内容をまとめること(様式1)。

(3) 静岡市生活支援体制整備事業市域協議体(以下、「市域協議体」という。)との連携・協働に関する以下の業務

① 静岡市が主催する市域協議体において、区地域支え合いネットワーク会議での検討内容等を報告

② 市域協議体との連携・協働のためのその他の業務(市域協議体の議題に応じた区域コーディネーターとしての報告やそれに伴う資料作成等)

(4) 日常生活圏域コーディネーター業務に関して総合調整・活動支援

(5) (1)～(4)を担当する区域コーディネーターを各区に最低1名以上配置する。

6 日常生活圏域コーディネーターの事業内容

(1) 日常生活圏域ごとの生活支援・介護予防サービスのコーディネート等に関する以下の業務

① 高齢者の支援ニーズ、関心事や地域住民を含む多様な主体の活動の状況の情報収集及び可視化

ア 各圏域の地域包括支援センターや関係団体と連携しながら、高齢者の支援ニーズ・関心事や地域資源の状況を把握し、「支え合い台帳」を更新するとともに地図への落とし込みなどにより地域資源の可視化を行う。

イ アウトリーチの実施や地域包括支援センターが主催する「地域ケア会議」への出席等を通して地域課題を把握し課題提示を行う。

② 地域住民、多様な主体への協力依頼などの働きかけ・ネットワーク化

自治会、地区社会福祉協議会ほか多様な主体に対し、地域の支え合い活動の必要性について説明するとともに、協力依頼などの働きかけを行い、団体間でのネットワークを構築する。なお、働きかけに当たっては、高齢者が自身の関心や選択を踏まえ、自分事として地域の多様な活動に主体的に参加することを促すよう取り組むこと。

③ 地域住民・多様な主体の役割の整理、実施目的の共有のための支援

日常生活圏域協議体の開催等を通じて、地域づくりにおける課題や地域住民や多様な主体の役割の整理、実施目的の共有を行う。

④ 生活支援・介護予防サービスの創出、運営支援

ア 地域住民・多様な主体による生活支援・介護予防サービスの企画・立案、実施方法の検討（活動の担い手・多様な主体との調整を含む。）について、②のネットワークを活用しながら支援を行う。

イ 自治会や地区社会福祉協議会等の関係者と連携し、すでに活動している生活支援や通いの場等の地域資源に対する運営支援を行う。

⑤ 支援ニーズと生活支援・介護予防サービスとのマッチング

生活支援・介護予防サービスの事業化や立ち上げ・継続のためのコーディネート業務

⑥ 地域包括支援センターと連携した生活支援体制の構築

生活支援コーディネーターは、各圏域の地域包括支援センターと密に連携するものとし、毎月1回以上状況報告等の場を設け、地域課題や地域資源の情報共有に努めるとともに、地域ケア会議や「圏域支え合いの地域づくり会議」及び「地域づくり会議」などの場を通じて、地域包括支援センターと協働で多様な主体との連携強化に取り組むこと。

（2）静岡市生活支援体制整備事業日常生活圏域協議体（以下、「圏域支え合いの地域づくり会議」及び「地域づくり会議」という。）の運営に関する以下の業務

① 各地区（小学校区単位等）において、自治会、地区社会福祉協議会、民生委員などの地区の住民のほか、ボランティアや市民活動団体に所属する者、高齢者福祉、介護保険事業に優れた見識を有する者、民間企業等から、参画者を募り「地域づくり会議」の立ち上げ運営を行う。また、地区内の活動の中心となる「支え合い推進員」を選任し、協働して会議の運営にあたる。

「地域づくり会議」の目的及び役割は以下のとおり

ア 目的

- （ア）地域内の多様な主体間の情報共有・連携強化
- （イ）地域内での生活支援・介護予防サービスなどの資源開発
- （ウ）生きがいつくり等、地域で元気な高齢者が活躍する場の確保

イ 役割

- （ア）日常生活圏域コーディネーターの地域内での活動を組織的に補完
- （イ）地域のニーズ、既存の地域資源の把握、情報の可視化の推進
- （ウ）（イ）を踏まえたうえで、地域の特性に合わせた企画、立案、方針策定

(エ) 地域づくりにおける意識の統一

(オ) 情報交換の場、働きかけの場

- ② 日常生活圏域において、自治会、地区社会福祉協議会、民生委員などの地域の住民のほか、ボランティアや市民活動団体に所属する者、高齢者福祉、介護保険事業に優れた見識を有する者、民間企業等から、参画者を募り「圏域支え合いの地域づくり会議」の立ち上げ運営を行う。

「圏域支え合いの地域づくり会議」の目的及び役割は以下のとおり

ア 目的

(ア) 圏域内の多様な主体間の情報共有・連携強化

(イ) 圏域内での生活支援・介護予防サービスなどの資源開発

(ウ) 生きがいつくり等、地域で元気な高齢者が活躍する場の確保

イ 役割

(ア) 日常生活圏域コーディネーターの組織的な補完

(イ) 圏域内のニーズ、既存の地域資源の把握、情報の可視化の推進

(ウ) (イ) を踏まえたうえで、圏域の特性に合わせた企画、立案、方針策定

(エ) 地域づくりにおける意識の統一

(オ) 情報交換の場、働きかけの場

(カ) 「地域づくり会議」での検討結果の共有と、圏域内で検討すべき課題の検討

- ③ 各圏域、地区（小学校区単位等）において、すでに上記目的、役割に資するような会議体が地域住民によって設置されている場合は、それをもって「圏域支え合いの地域づくり会議」または「地域づくり会議」として差し支えないものとする。その場合、日常生活圏域コーディネーターは地域住民等と連携し、会議の運営支援を行うものとする。

- ④ 「圏域支え合いの地域づくり会議」及び「地域づくり会議」の終了ごと協議内容をまとめること（様式2）。

(3) 区地域支え合いネットワーク会議との連携・協働に関する以下の業務

- ① 「区地域支え合いネットワーク会議」において、「圏域支え合いの地域づくり会議」及び「地域づくり会議」の検討内容を報告

- (4) 上記（1）～（3）を担当する日常生活圏域コーディネーターを別表1に掲げるすべての圏域に配置する。

7 生活支援コーディネーターの資格・要件

生活支援コーディネーターについて、特定の資格要件等は設けないが、以下に該当する者とする。

- (1) 生活支援コーディネーターは、市民活動への理解があり、多様な理念を持つ地域のサービス提供主体の調整を適切に行うことが可能な者とする。
- (2) 生活支援コーディネーターは、所属する法人等の利益によることなく、地域住民のニーズにこたえるよう公平・中立な立場で活動を行うことが可能な者とする。
- (3) 生活支援コーディネーターは、選任された時点で国や都道府県が実施する研修を受講していない場合は速やかに当該研修を受講し、資質の向上に努める。

8 生活支援コーディネーターへの研修実施

受託者は生活支援コーディネーターに対し、業務に必要な知識と技能の習得と向上を図るため、介護予防、地域活動、接遇等の研修計画を立てて実施すること。

9 生活支援コーディネーターの配置体制

(1) 区域コーディネーターの配置

行政区に各区域を担当する区域コーディネーターを配置する。

(2) 日常生活圏域コーディネーターの配置

市が定める日常生活圏域に各日常生活圏域を担当する日常生活圏域コーディネーターを配置する。日常生活圏域を兼任することは可能とし、受託者は業務が円滑に実施できるよう適切な配置を行うものとする。なお、標準的な配置人員は2圏域に1人程度を想定する。

また、区域コーディネーターが日常生活圏域コーディネーターを兼務することは急な欠員等やむを得ない場合を除き、原則認めない。

- (3) 受託者は、配置した区域コーディネーター及び日常生活圏域コーディネーターに欠員が生じる場合は、速やかに職員を補充しなければならない。

10 関係書類の提出

受託者は、本事業の遂行にあたり、本仕様書の内容に基づき次の関係書類を作成し、提出するものとする。

- (1) 生活支援コーディネーター名簿（様式3）

受託者は、年度当初に区域ごと配置する区域コーディネーターと日常生活圏域ごと配置する日常生活圏域コーディネーターの名簿を提出する。また、名簿に変更が生じる場合は、速やかに名簿を再度提出する。

(2) 実施計画（様式4、5、10）

- ① 受託者は、事業を効果的に実施しつつ事業の質を向上させるため、企画提案書に基づく事業の目標と事業の計画を定めた契約期間の実施計画書を策定し、契約締結後、委託者に提出して承認を受けなければならない。また、実施計画に変更が生じる場合は、事前に委託者の承認を得るものとする。
- ② 実施計画書には、「5 区域コーディネーターの事業内容（1）、（2）」「6 日常生活圏域コーディネーターの事業内容（1）、（2）」に関する活動計画その他本仕様書及び企画提案書で定めた事業の実施にあたって必要とする事項等を記載すること。
- ③ 受託者は、生活支援コーディネーターの資質向上を図るため、研修計画を策定し、委託者に提出する。

(3) 事業実施に関する報告（様式1、2-1、6、7）

- ① 受託者は、「区地域支え合いネットワーク会議」、「圏域支え合いの地域づくり会議」及び「地域づくり会議」を実施した際には、会議報告書を随時提出する。
- ② 受託者は、生活支援コーディネーターの月ごとの活動内容について、翌月10日まで（10日が土日祝日の場合は前開庁日、3月分にあつては、同月末日）に報告する。
- ③ 受託者は、日々の活動記録を作成するものとし、委託者から報告を求められた場合は、その求めに応じなければならない。
- ④ 受託者は中間報告として半期に一度、年間報告書（様式8）を委託者に提出することとし、提出の時期は委託者の指示に従うものとする。

(4) 事業完了後の報告

受託者は事業完了後、以下の書類を提出すること。

- ① 完了報告書
- ② 圏域支え合いの地域づくり会議・地域づくり会議開催結果（様式2-2）
- ③ 年間報告書（様式8）
- ④ 圏域支援結果報告書（様式9）
- ⑤ 研修実績報告書（様式10）
- ⑥ 支え合い台帳
- ⑦ その他必要と認められる書類

(5) その他

上記(1)～(4)による他、受託者は、委託者からの指示に基づき、適宜、必要な書類を作成し、提出すること。

11 委託事業実施における注意事項

- (1) 配置された生活支援コーディネーターは、各事業内容を実施する際は、静岡市の生活支援コーディネーターとしての身分を明らかにして活動するとともに各種配布物等へ「静岡市委託事業」等として明記すること。
- (2) 受託者は、受託期間が満了し、又は契約書の規定により契約を解除された場合には、委託者の指示に従って、新たな受託者に対し、業務運営が円滑に継続するために必要な引継ぎ及び協力を行うこと。

別表 1

日常生活圏域

区		日常生活圏域
葵区	1	城西
	2	安西番町
	3	城東
	4	井川
	5	伝馬町横内
	6	城北
	7	千代田
	8	長尾川
	9	美和
	10	賤機
	11	安倍
	12	服織
	13	藁科
駿河区	14	小鹿豊田
	15	八幡山
	16	大谷久能
	17	大里中島
	18	大里高松
	19	長田
	20	丸子
清水区	21	港北
	22	興津川
	23	両河内
	24	港南
	25	岡船越
	26	高部

	27	飯田庵原
	28	松原
	29	有度
	30	蒲原由比

第 回 地域支え合いネットワーク会議報告書

会議名			報告者	
開催日時			開催場所	
参加者				
協議内容 (次第)				
協議事項 成果等				
	課題、 把握した ニーズ、 対応方針 等			
次回会議 (予定)			その他 (次回までの 課題等)	

第

回

圏域支え合いの地域づくり会議

・

地域づくり会議

報告書

対象地域			報告者	
開催日時			開催場所	
参加者				
協議内容 (次第)				
協議事項 成果等	① 連 携 強 化 共 有 ・			
	② 資 源 開 発			
	③ 活 躍 確 保 の 場 の			
	④ そ の 他			
	課 題 、 対 応 方 針 等 ・			
次回会議 (予定)			その他 (次回まで の課題等)	

(様式2-2)

令和7年度 圏域支え合いの地域づくり会議・地域づくり会議開催結果

区名	圏域名		会議の開催	情報共有・連携強化	資源開発	活躍の場の確保	地区名		会議の開催回数	情報共有・連携強化	資源開発	活躍の場の確保
			回数	○	○	○			回数	○	○	○
葵区	1	城西					1	新通				
							2	駒形				
							3	田町				
	2	安西番町					4	一番町				
							5	三番町				
							6	安西				
	3	城東					7	青葉				
							8	城内				
							9	安東				
	4	井川					10	井川				
	5	伝馬町横内					11	伝馬町				
							12	横内				
	6	城北					13	麻機				
							14	城北				
							15	竜南				
	7	千代田					16	千代田				
							17	千代田東				
	8	長尾川					18	北沼上				
							19	西奈				
							20	西奈南				
	9	美和					21	安倍口				
							22	美和				
							23	足久保				
	10	賤機					24	井宮				
							25	井宮北				
							26	賤機南				
	11	安倍					27	大河内				
							28	梅ヶ島				
							29	玉川				
							30	賤機中				
							31	賤機北				
							32	松野				
	12	服織					33	服織				
							34	服織西				
							35	南藁科				
	13	藁科					36	中藁科				
							37	清沢				
							38	大川				

区名	圏域名		会議の開催	情報共有・連携強化	資源開発	活躍の場の確保	地区名		会議の開催回数	情報共有・連携強化	資源開発	活躍の場の確保
駿河区	14	小鹿豊田					39	西豊田				
							40	東豊田				
							41	東源台				
	15	八幡山					42	森下				
							43	富士見				
	16	大谷久能					44	大谷				
							45	久能				
	17	大里中島					46	大里西				
							47	中島				
	18	大里高松					48	中田				
							49	南部				
							50	大里東				
	19	長田					51	宮竹				
							52	長田東				
							53	川原				
	20	丸子					54	長田南				
55							長田北					
56							長田西					
清水区	21	港北					57	辻				
							58	江尻				
							59	袖師				
	22	興津川					60	興津				
							61	小島				
	23	両河内					62	両河内				
	24	港南					63	入江				
							64	浜田				
							65	清水				
	25	岡船越					66	岡				
							67	船越				
	26	高部					68	高部				
	27	飯田庵原					69	飯田				
							70	庵原				
	28	松原					71	不二見				
							72	駒越				
73							折戸					
74							三保					
29	有度					75	有度					
30	蒲原由比					76	蒲原					
						77	由比					
合計			0	0	0	0	合計		0	0	0	0

令和7年度 生活支援コーディネーター名簿

1. 区域生活支援コーディネーター

区	担当者	資格等
葵		
駿河		
清水		

2. 日常生活圏域生活支援コーディネーター

区	No.	圏域	担当者	資格等
葵 区	1	城西		
	2	安西番町		
	3	城東		
	4	井川		
	5	伝馬町横内		
	6	城北		
	7	千代田		
	8	長尾川		
	9	美和		
	10	賤機		
	11	安倍		
	12	服織		
	13	藁科		
駿 河 区	14	小鹿豊田		
	15	八幡山		
	16	大谷久能		
	17	大里中島		
	18	大里高松		
	19	長田		
	20	丸子		
清 水 区	21	港北		
	22	興津川		
	23	両河内		
	24	港南		
	25	岡船越		
	26	高部		
	27	飯田庵原		
	28	松原		
	29	有度		
	30	蒲原由比		

令和7年度 実施計画書（区域）

区	
---	--

（１）区ごとの生活支援サービスのコーディネート等に関する業務

実施項目	具体的な内容
地域のニーズ、資源の 情報収集・可視化 (①)	
地域資源の企画、立案・開発支援 (②-1)	
多様な主体への働きかけ、ネットワーク構築 (②-2)	
多様な主体の役割整理、目的共有 (③)	
生活支援・介護予防サービスの担い手育成 (④)	

（２）日常生活圏域コーディネーターへの支援

実施項目	具体的な内容
モニタリング会議・地域支援結果の共有	
圏域支え合いの地域づくり会議及び地域づくり会議の開催支援	

（３）静岡市生活支援体制整備事業区地域支え合いネットワーク会議の運営に関する業務

実施項目	具体的な内容
区地域支え合いネットワーク会議の開催、運営	

（４）その他

実施項目	具体的な内容

令和7年度 圏域支援計画書

圏域名		地区名		担当者名	
-----	--	-----	--	------	--

目指すべき地域の姿												
地域 ア セ ス メ ン ト	基礎情報	人 口	人	高齢者数	人	後期高齢者数	人	独居高齢者世帯数	世帯			
		世 帯 数	世帯	高齢化率	%	後期高齢化率	%	要介護認定者数	人			
	地域特性	地理的特徴					地縁組織等の 状況	自治会 (単位自治会数__)				
		交通の状況						地区社協				
		生活環境						民児協 (民生委員__名)				
		住宅の状況						その他				
	社会資源の状 況	公共施設					ネ ッ ト ワ ー ク 図 (年 度 当 初)					
		福祉・保健・ 医療機関等										
	地域資源の状 況	種別	件数	詳細								
		生活支援										
		移動支援										
		居場所										
見守り												
配食												
その他												

これまでの把握した課題等		長期目標	
		年度目標	
		重点項目	
	実施項目	取り組み内容	
重点項目達成に向けた取組内容	地域内の課題把握と見える化、情報発信（①）		
	多様な主体への働きかけ（②）		
	関係者のネットワーク化（③）		
	目指す地域の姿の共有（④）		
	担い手育成、サービス創出（⑤）		
	ニーズとサービスのマッチング（⑥）		
	地域包括支援センターと連携した生活支援体制の構築（⑦）		
	圏域支え合いの地域づくり会議及び地域づくり会議の運営		
	その他特記事項		

令和7年度 実績報告書(区域)【 4 月分】

区	
---	--

(1) 区ごとの生活支援サービスのコーディネート等に関する業務

実施項目	計画	活動日・相手/会議名・実施状況	備考
地域のニーズ、資源の情報 収集・可視化 (①)	【重点項目】		
	【月間行動】		
地域資源の企画、立案・開 発支援 (②-1)	【重点項目】		
	【月間行動】		
多様な主体への働きかけ、 ネットワーク構築 (②-2)	【重点項目】		
	【月間行動】		
多様な主体の役割整理、目 的共有 (③)	【重点項目】		
	【月間行動】		
生活支援・介護予防サービ スの担い手育成 (④)	【重点項目】		
	【月間行動】		

(2) 日常生活圏域コーディネーターへの支援

実施項目	計画	実施状況	備考
モニタリング会議・地域 支援結果の共有			
圏域支え合いの地域づくり 会議及び地域づくり会議の 開催支援			

(3) 地域支え合いネットワーク会議の運営に関する業務

実施項目	計画	実施状況	備考
①地域支え合いネット ワーク会議の開催、運営			

(4) その他

実施項目	実施計画	実施状況	備考

令和 7 年度 実績報告書（日常生活圏域）【 月分】

圏域	
----	--

(1) 圏域ごとの生活支援サービスのコーディネート等に関する業務

実施項目	計画	地区・活動日・相手/会議名・実施状況	備考
地域のニーズ、資源の 情報収集・可視化 (①)	【重点項目】		
	【月間行動】		
多様な主体への働きか け、ネットワーク構築 (②)	【重点項目】		
	【月間行動】		
多様な主体の役割整 理、目的共有 (③)	【重点項目】		
	【月間行動】		
不足している生活支 援・介護予防サービ スの創出 (④-1)	【重点項目】		
	【月間行動】		
既存の生活支援・介護 予防サービスの運営支 援 (④-2)	【重点項目】		
	【月間行動】		
ニーズとサービスの マッチング (⑤)	【重点項目】		
	【月間行動】		
地域包括支援センター と連携した生活支援体 制の構築 (⑥)	【重点項目】		
	【月間行動】		

(2) 圏域支え合いの地域づくり会議及び地域づくり会議の運営に関する業務

実施項目	計画	実施状況	備考
①圏域支え合いの地 域づくり会議及び地 域づくり会議の運営			

(3) その他

実施項目	計画	実施状況	備考

令和7年度 年間報告書（日常生活圏域）

圏域							
実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
(1) 日常生活圏域ごとの生活支援サービスのコーディネート等に関する業務							
地域のニーズ、資源の 情報収集・可視化 (①)							
多様な主体への働きか け、ネットワーク構築 (②)							
多様な主体の役割整 理、目的共有 (③)							
不足している生活支 援・介護予防サービ スの創出 (④-1)							
既存の生活支援・介護 予防サービスの運営支 援 (④-2)							
ニーズとサービスの マッチング (⑤)							
地域包括支援センタ ーと連携した生活支援 体制の構築 (⑥)							
(2) 静岡県生活支援体制整備事業日常生活圏域協議体の運営に関する業務							
①地域づくり会議の開 催、運営							
(3) その他事業実施にあたり必要な事項							

(様式8)

[illegible]

令和 7 年度 圏域支援結果報告書

圏域名					地区名					担当者名			
-----	--	--	--	--	-----	--	--	--	--	------	--	--	--

目指すべき地域の姿											
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

地域 ア セ ス メ ン ト	基礎情報	人 口	人	高齢者数	人	後期高齢者数	人	独居高齢者世帯数	世帯			
		世 帯 数	世帯	高齢化率	%	後期高齢化率	%	要介護認定者数	人			
	地域特性	地理的特徴					地縁組織等の 状況	自治会 (単位自治会数__)				
		交通の状況						地区社協				
		生活環境						民児協 (民生委員__名)				
		住宅の状況						その他				
	社会資源の 状況	公共施設					ネ ッ ト ワ ー ク 図 (年 度 末)					
		福祉・保健・ 医療機関等										
	地域資源の 状況	種別	件数	詳細								
		生活支援										
		移動支援										
		居場所										
		見守り										
		配食										
その他												

年度当初に把握していた課題等		長期目標	
		年度目標	
		重点項目	
		取組内容	取組結果
重点項目達成に向けた取組内容・結果	地域内の課題把握と見える化、情報発信（①）		
	多様な主体への働きかけ（②）		
	関係者のネットワーク化（③）		
	目指す地域の姿の共有（④）		
	担い手育成、サービス創出（⑤）		
	ニーズとサービスのマッチング（⑥）		
	地域包括支援センターと連携した生活支援体制の構築（⑦）		
	圏域支え合いの地域づくり会議及び地域づくり会議の運営		
	その他特記事項		
次年度に向けた課題 引継ぎ事項			

(様式10)

令和7年度 生活支援コーディネーター研修実施計画・実績報告書

研修名	内容	対象者	実施予定月	実施年月日	受講者数

※受講者数は生活支援コーディネーター配置業務に従事する職員数のみを記入すること

個人情報の保護に関する取扱仕様書

1 個人情報保護の基本原則

乙は、この契約に基づく業務（以下「業務」という。）の実施に当たり、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。）について、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱わなければならない。

2 個人情報の漏えい等の禁止

乙は、業務に関して、知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

3 使用者への周知

乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は契約の目的以外に利用してはならないこと等の個人情報の保護の徹底に関する事項を周知しなければならない。

4 適正な管理

乙は、業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止を図るため、管理責任者を選任し、個人情報の適切な管理を行わせる等個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

5 収集の制限

乙は、業務において個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、本人から直接収集しなければならない。

6 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に係る個人情報を当該業務の目的以外に利用し、又は提供してはならない。この業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

7 複写及び複製の禁止

乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務の実施に当たり甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

8 資料等の返還

乙は、業務の実施に当たり甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

9 事故発生時における報告

乙は、業務の実施において、この仕様書に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

令和 年 月 日

プロポーザル参加申請書

(宛 先)
静 岡 市 長

(申請者)
名 称
代表者職氏名

次の業務について、プロポーザルに参加を申請します。
なお、この申請書及び関係書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

1 業務名 令和7年度 保地委第6号 静岡市生活支援体制整備業務

2 必要な資格

この企画提案に参加するにあたり、次の(1)～(6)の条件を満たしています。

- (1) 地域における助け合いや生活支援・介護予防サービスの知見を有する者であって、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を適切に担うことができること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (4) 暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- (5) 静岡市入札参加停止等措置要綱(平成24年4月1日施行)による入札参加停止措置の期間中でないこと。
- (6) 直近の1年間において、市税(静岡市に納税義務があるもの。)、法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないこと。

3 担当者

- (1) 所 属
- (2) 職 氏 名
- (3) 電話番号
- (4) e-mail

会社概要書

業	名称	業	所属
			役職・氏名
	所在地		電話番号
	ホームページアドレス		FAX
			メール

設立年月		資本金 (円)	
年間売上金 (円)		従業員数 (人)	
支社（支店）		関連会社	
会社の特色 認証取得等			
担当する 支店等	住所		
	名称		

暴力団排除に関する誓約書兼同意書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住	所	〔 法人にあつては、本店所在地 〕
商号又は名称 代表者職氏名	〔 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 〕	

- 1 当社（私）は、次に掲げるものに該当しないことを誓約します。
 - (1) 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成 25 年静岡市条例第 11 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるもの
 - (2) 暴力団（静岡市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるもの
 - (4) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの
 - (5) 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの
- 2 当社（私）は、静岡市から前項各号に該当するものか否かを確認するため履歴事項全部証明書等必要書類の提出を求められたときは、直ちに提出します。
- 3 当社（私）は、本誓約書兼同意書及び別紙役員等氏名一覧に記載した情報を、静岡市が警察署に提供することに同意します。
- 4 当社（私）は、別紙役員等氏名一覧に記載された全ての者から、前項の規定による提供について十分に説明し、真摯な同意を得ていることを誓約します。
- 5 当社（私）は、静岡市との契約内容の履行に当たり、第 1 項各号に該当するものと契約しないことを誓約します。
- 6 当社（私）は、静岡市との契約内容の履行に当たり、締結した契約の相手方が第 1 項各号に該当するものと判明し、静岡市から是正措置の要請を受けた場合は、当該要請に従います。

以上

商号又は名称

役員等氏名一覧

氏名　カナ	氏名　漢字	生年月日 (大正 T、昭和 S、平成 H)

- (注)
- 1 個人の場合は、本人についてのみ記載し、その記載内容を確認できる書類（運転免許証の写し等）を添付してください。
 - 2 法人の場合は、法人登記の現在事項全部証明書の「役員に関する事項」に記載されている役員（取締役、監査役等のほか、支配人が契約を締結する場合には、その者も含む。）全員を記載し、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（申請日から3月以内に発行されたもの。写し可）を添付してください。
 - 3 委任先がある場合は、受任者についても記載してください。
 - 4 上記に記載された個人情報については、暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、適正に管理いたします。

「静岡市生活支援体制整備業務」に係る公募型プロポーザル

質問票

(宛先)
静岡市長

提案者

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

静岡市生活支援体制整備業務における企画提案について、次の事項を質問します。

番号	質問事項

担当者連絡先	部署 役職 氏名		電話番号 メール	
--------	----------------	--	-------------	--

(様式5)

年 月 日

辞 退 届

静岡市長 様

年 月 日付で申請した静岡市生活支援体制整備業務企画提案（プロポーザル）への応募を辞退いたします。

法人名

所在地

代表者名

印

静岡市生活支援体制整備業務委託事業者 審査基準

大項目	中項目	審査の視点	配点
1 安定的な法人の運営力	(1) 法人運営等の状況	①法人の経営理念、運営方針は業務受託に適しているか。	2
		②法人として地域福祉や高齢者関連事業の業務実績や知見を十分有しており、本事業における貢献が期待できるか。	2
2 実施体制	(1) 応募動機	①生活支援コーディネーターの役割を踏まえ、事業者が担っていく意欲が感じられ、生活支援体制整備に寄与できる応募動機となっているか。	3
	(2) 基本方針	①介護保険法等の法令理解及び順守についての取り組みなどを基に、市からの受託業務であることや、生活支援コーディネーターが担う役割の理解等を踏まえ、適切に事業実施方針が示されているか。	2
	(3) 人員配置	①生活支援コーディネーターとして活動する者を選定するための基準が定められているか。	5
		②他の生活支援コーディネーターとの連携について、どのように行うか。	3
	(4) 従事者研修体制	①生活支援コーディネーターの資質向上を考えた法人独自の研修をはじめ、事業者として職員研修の計画が立てられているか。	3
	(5) 周知の取組	①生活支援コーディネーターや活動内容の周知の取組は、どのように行うか。	3
3 事業実施の計画性・実現性(区域)	(1) 地域のニーズと資源の状況の見える化、課題の把握と提示	①各日常生活圏域で把握された地域のニーズと資源の状況を区ごとに見える化、分析し、課題の提示をどのように行うか。また、地域資源の活用・連携する視点が盛り込まれているか。	5
		②区域の特性の理解、地域課題の分析、課題解決に向けた取り組みについて、どのように行うか。	5
	(2) 区域協議体(区地域支え合いネットワーク会議)の開催	①区域協議体(区地域支え合いネットワーク会議)の運営方針は示されているか。また、市域協議体との連携について盛り込まれているか。	5
	(3) 日常生活圏域生活支援コーディネーターの支援	①区域内における日常生活圏域生活支援コーディネーターの活動への支援はどのように行うか。	5
4 事業実施の計画性・実現性(圏域)	(1) 地域のニーズと資源の状況の見える化、課題の把握と提示	①地域のニーズと資源の把握方法は。また、地域資源(支え合い活動等)の見える化をどのように行うか。	5
		②圏域の特性の理解、地域課題の分析、課題解決に向けた取り組みについて、どのように行うか。	5
		③地域包括支援センターとの連携や地域ケア会議の活用について、どのように行うか。	5
	(2) 日常生活圏域協議体(圏域支え合いの地域づくり会議)の開催	①日常生活圏域協議体(圏域支え合いの地域づくり会議)の運営方針が示されているか。また、区域協議体(地域支え合いネットワーク会議)との連携について盛り込まれているか。	5
	(3) 地域づくり会議の開催	①地域づくり会議の運営方針が示されているか。また、日常生活圏域協議体(圏域支え合いの地域づくり会議)との連携について盛り込まれているか。	5
5 事業実施の計画性・実現性(共通)	(1) 生活支援の担い手の養成や不足しているサービスの創出	①新規及び既存の生活支援・介護予防サービスの担い手養成はどのように行うか。	5
		②地域に不足しているサービスを創出する取組について、どのように行うか。	5
	(2) 地縁組織等多様な主体との関係性の構築	①法人活動を通じて、自治会、民生委員、地区社協などの多様な主体と関係性を構築しているか。また関係性の構築にあたっては地域の主体性を引き出すような取組が具体的に示されているか。	7
	(3) 多様な主体への協力依頼などの働きかけ	①既存の体制に捕らわれず、広域的な視点で多様な主体とのネットワークを構築するための取組が示されているか。また、民間企業等の新たな主体への働きかけをどのように行うか。	5
6 その他	—	①静岡市生活支援体制整備業務に記載されている以外の提案事項について、具体性があるか。また、提案事項が地域の特性や地域課題を踏まえた提案となっているか。	5
		②本事業と同種業務・類似業務の実績があるか。また、当該事業における経験やノウハウを本事業に活かせる可能性が高いか。	5

(案)

静岡市生活支援体制整備業務委託契約書

委託者静岡市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間に、静岡市生活支援体制整備業務の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、この契約を誠実に履行するものとする。

（委託事業）

第2条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

令和7年度 保地委第6号 静岡市生活支援体制整備業務

（委託業務の要領）

第3条 委託業務の要領は、次のとおりとする。

- （1） 委託業務の内容 別紙仕様書のとおり
- （2） 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- （3） 委託料 年額 金 円（うち消費税及び地方消費税の額一円）
- （4） 契約保証金 免除（静岡市契約規則第35条第4号の規定により免除）

（委託業務の完了報告及び検査）

第4条 乙は、毎月の委託業務の実施状況を甲に報告するとともに、委託業務が完了したときは、速やかに委託業務完了報告書を甲に提出し、甲は、当該報告書の提出を受けたときは、その日から10日以内に検査を行うものとする。

2 甲は、必要があると認めるときはいつでも、乙に対し委託業務の実施状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（委託料の支払）

第5条 乙は、第3条第3号に定める委託料に係る請求書を次の表に掲げるところにより甲に提出するものとし、甲は、当該請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

支払月	支払金額	内訳
4月	円	4月分

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

2 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、又は請け負わせてはならない。

(秘密の保持)

第7条 乙は、委託業務の実施により知り得た甲又は第三者の秘密を第三者に漏らしてはならない。委託業務の終了後も、また同様とする。

(個人情報の保護に関する事項)

第8条 乙は、委託業務を実施するに当たり、個人情報の保護に関する取扱仕様書(別紙)に定める事項を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第9条 乙は、委託業務の実施に当たり、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、その損害について賠償の責めを負うものとする。

2 委託業務の実施に当たり、乙又は乙の従業員に損害を生じても、甲は、その責めを負わない。

(不当な取引制限等に係る損害賠償の予約)

第10条 乙は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かにかかわらず、損害賠償金として委託料の10分の2に相当する額を甲に支払わなければならない。この契約が履行された後においても、同様とする。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令又は独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

(2) 乙又はその役員若しくは使用人が、独占禁止法第11章の規定又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条の規定に該当して有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項の規定による損害賠償金の額を超える場合においては、甲が当該超過する金額の賠償を乙に請求することを妨げるものではない。

3 第1項の規定に該当したことによりこの契約を解除された場合において、静岡市契約規則

(平成15年静岡市規則第47号) 第47条第3項の規定により契約保証金額に相当する額を支払うときにおいても、甲が第1項の損害賠償金の支払を乙に請求することを妨げるものではない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約を履行しないとき、又は履行する見込がないと認められるとき。

(2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(3) 前2号の定める場合のほか、乙がこの契約の条項に違反したとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合において、甲に損害が生じたときは、乙がその責めを負うものとする。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙に損害が生じて、甲は一切その責めを負わない。

(市長への報告等)

第13条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市長に報告するとともに、所轄の警察署長への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

(定めのない事項等の処理)

第14条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

静岡市葵区追手町5番1号

委託者 甲

静岡市長 難波 喬 司

受託者 乙